

(整理番号 711)

大阪地方最低賃金審議会
令和7年度第1回大阪府電気機械器具製造関連産業
最低賃金専門部会議事要旨

1 日 時 令和7年8月19日（火）
午前9時55分から同11時24分

2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用B会議室

3 出席者

公 益を代表する委員	3 名
労働者を代表する委員	3 名
使用者を代表する委員	3 名

4 議事

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 審議の進め方について
- (3) 審議資料について
- (4) 大阪府電気機械器具製造関連産業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

5 議事要旨

- (1) 部会長に岸本委員、部会長代理に表田委員が選出された。
- (2) 今年度の大坂府電気機械器具製造関連産業最低賃金専門部会については、運営規程のとおり会議及び議事録は非公開、議事要旨のみ公開、審議資料については、専門部会終了後公開とするとの確認が行われた。
- (3) 事務局から専門部会における改正決定の必要性の有無の審議の進め方について説明が行われた。
- (4) 事務局から審議資料について説明が行われた。
- (5) 大阪府電気機械器具製造関連産業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、労使から以下の主張が行われた。
 - 労働者代表委員からは、電機産業において、特定最低賃金は未組織労働者や非正規労働者の賃金格差是正、事業の公正な競争の確保、付加価値の適正循環など電機産業の発

展に重要な役割を担っている。電機連合加盟組合の春季闘争におけるベースアップや企業内最低賃金引上げの取組の成果を未組織労働者に反映させるためにも特定最低賃金の引上げの必要有りとの主張があった。

- 使用者代表委員からは、近畿の電気機械の業況判断は厳しく、経営計画は増収減益の見込みだが収益性が伴わない状況で、昨年度の特定最賃の引上げによる影響は懸念されるものの影響は限定的なものと思われるため、賃金格差のは是正及び人材獲得競争の観点から、改正の必要有りとの主張があった。
- (6) 「改正決定することを必要と認める」とする旨、全会一致で議決し、大阪労働局長に対し答申が行われた。